

機械器具 51 医療用嘴管及び体液誘導管

輸液用延長チューブ

JMDN 12170001

一般医療機器

エネマチューブ

再使用禁止

【禁忌・禁止】

再使用禁止。

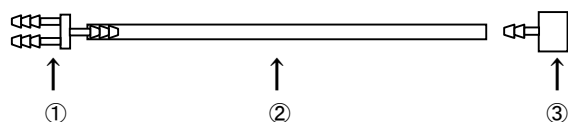
【包装】(**)

- 1.5M (U字管付、継手付キャップ付属) 12 本/箱
- 1.0M (U字管付、継手付キャップ付属) 12 本/箱

【形状・構造及び原理等】

本品は、主管及びU字管、又は主管単体よりなる延長チューブで、継手付キャップが付属している。

本品は、ポリ塩化ビニル（可塑剤：フタル酸ジ（2-エチルヘキシル））を使用している。



- ①U字管（アクリルニトリル・ブタジエン・スチレン）
- ②主管（ポリ塩化ビニル）
- ③継手付キャップ（ポリプロピレン）

【使用目的】

本品は、注腸 X 線検査の際に、カテーテルと造影剤容器の間のラインを延長するために用いるチューブである。

【品目仕様等】

エチレンオキシドガス滅菌済みである。

【操作方法又は使用方法等】

- 滅菌バッグを開封後、本品を取り出す。
- 造影剤容器のキャップを継手付キャップに取り替える。
- 本品を継手付キャップに差し込む。
- U字管をカテーテルに差し込む。

＜使用方法に関連する使用上の注意＞

本品は、エチレンオキシド滅菌済みにつき、包装開封後、直ちに、1 回限りの使用とし、再滅菌、再使用はしないこと。

【使用上の注意】

＜重要な基本的注意＞

- 使用目的以外には使用しないこと。
- 本品は医科向け製品である。
- 包装が破損・汚損している場合や製品に破損等の異常が認められる場合は使用しないこと。また、再滅菌しないこと。
- 包装を開封したら、すぐに使用し、使用後は医療廃棄物として適切に処分すること。
- 体動等でねじれたり折れ曲がったりして本品が閉塞する可能性があるため、本品の固定方法に注意して使用すること。

【貯蔵・保管方法及び使用期間等】

＜貯蔵・保管方法＞

室温にて保管すること。

直射日光及び火気を避け、湿気の少ない清潔な場所に保管すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等】

製造販売元 (*)

バイリーン クリエイト株式会社

〒104-0045

東京都中央区築地五丁目 6 番 4 号

電話番号：03-4546-1183

製造業者 (*)

ニチエー株式会社

【緊急連絡先】

発売元 (**)

カイゲンファーマ株式会社

〒541-0045

大阪府大阪市中央区道修町二丁目 5 番 1 4 号

電話番号：06-6202-8975